

厚真町津波防災地域づくり推進計画
意見照会修正結果報告

●パブリックコメント後の指摘事項

No	記載箇所	意見	修正結果
定池会長 意見に基づく修正			
1	全般	表現の修正指摘。 表記ゆれ修正指摘。	全体を通してご指摘通り修正。 表記ゆれのうち「冬期」は期間を示す内容は「冬の期間」、季節を示す場合「冬季」に修正。
2	P5 第2章第1節	厚真町の歴史的な歩み（「開拓」を含めた人の動きなど）も含める必要がある。	厚真町の歴史災害などについて追記。
3	P8 第2章第2節	人口のグラフと記述を一致させる。	修正。
4	P15-16 第2章第4節	ソフト対策、ハード対策を統合。	修正。
5	p16-17 第3章第1節	出典を更新し、記述を修正。	修正。
6	P24-26 第3章第2節	地区別の課題と津波防災地域づくりの課題を入れ替え。地区別の課題を地区住民意見結果を踏まえた記述に見直し。	修正。
7	P30-31 第4章第2節	地区別の取組み方針を地区の津波防災対策を踏まえて整合を図る。	修正。

※パブリックコメントに意見はなかった。

●第3回推進協議会以降の意見（パブリックコメント用資料に反映）

No	記載箇所	意見	修正結果
苦小牧港管理組合 意見に基づく修正			
1	P1(1)、P9②、P13	「苦小牧」⇒「苦小牧港」 「苦小牧東港」⇒「苦小牧港東港区」	全体を通して、ご指摘のとおり修正。⇒No46 修正を追加
2	P1(1)	「関西の敦賀」⇒「敦賀」	ご指摘のとおり修正。
3	P23	図がぼやけている	避難困難区域図の差替えと合わせて修正。 
浜厚真自治会長 意見に基づく修正			
4	—	命山の説明の追加。	P40：第7章第1節④に「命山」（津波被害から身を守るための人工の築山）など多様な避難施設の導入の検討を追記。
5	全体	苦小牧東港、苦小牧東港区の記載が統一されていない。	ご指摘の通り修正。 ⇒No46 修正を追加
6	P33	避難者側からの積極的な救助要請を行い、避難誘導や迅速な救助につなぐ仕組みの確立。	表 5.2-1 に「救助要請などに係る町民からの情報発信手段」を追加し、（1）情報伝達手段、情報伝達内容の検討にスマートフォン等を活用した情報発信の仕組みの検討を追加。
防災マスター 阿部委員 意見に基づく修正			
7	—	生活会館の跡地に生活会館と津波避難タワーの併用で安心・安全が保たれる。（町有地に適切な場所に誰もが解るような避難施設等を新設すべきと考えるが夏季と冬季で浜の利用者の違いも加味することが必要である。） むかわ町を運行する電車が運行中に津波が発生した場合の事前取組みも必要。	P40：第7章第1節②津波避難施設の平時の活用方針に「季節ごとの地域住民や海岸利用者の活動を考慮」する旨を追記。

No	記載箇所	意見	修正結果
8		要援護者、高齢者、障がい者に対してはいち早く避難する、事前に担当者を決めておくことが重要。自主防災組織には責任感が強いリーダーが必要。	P41：第7章第1節⑤要配慮者や多数の訪問者の迅速な避難方法の検討に個別避難計画作成を進めていくことを追記。
国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所 意見にもとづく修正			
9	目次	参考資料の体裁間違い	左記のとおり修正。
10	P1 ほか	ソフト対策→ソフト施策	全体を通して、「ソフト対策」、「ハード対策」に統一。
11	P4 第3節	津波避難場所、緊急輸送道路を図示	津波の場合の指定避難所、緊急輸送道路、主要な道路を追記。
12	P19 (3)	千島海溝モデルで検討した理由を説明	P18、最下段の文章に、震度や液状化は千島海溝モデル、津波や建物・人的被害は日本海溝モデルで検討している旨を記載。
13	p23, 39	JR 北海道日高本線→JR 日高本線、国道 235 号線→国道 235 号	左記のとおり修正。
北海道建設部維持管理防災課 意見にもとづく修正			
14	はじめに	厚真町にも日本海溝・千島海溝の… →日本海溝・千島海溝の…発生すると、被害は厚真町のみならず、全国に及び、…	町長立案の表現とした。
15	はじめに	巨大地震による死者・死傷者の9割以上は津波によることを記載願います。	町長立案の表現とした。
16	P1 (1)	最大で約 4000 人→イベント時には最大で1日あたり 1800 人ちかい (P9 との整合)	左記のとおり修正。
17	P1 (1)	…うえて、町外からの→うえて、これら町外からの… (つながりを強調)	左記のとおり修正。
18	P3	既計画の策定日を明記 (推進計画との関係を明確にするため)	最新の計画との整合を示すものとして現行のままとした。
19	P3	11 行目以降追加「そのため、これらの関連計画が改定された場合は、必要に応じ、当推進計画も見直すこととなります。」	推進計画の見直しは第7章第3節に示していることから、現行のままとした。

No	記載箇所	意見	修正結果
20	P4 以降	「浸水想定区域」→「津波浸水想定区域」（河川の浸水想定区域と区別）	左記のとおり修正。
21	P4	津波浸水想定範囲を重ね合わせる。	P4の図は計画区域を示すものであり、津波浸水区域居住者だけでなく町全域を示す図。また、P20に津波浸水想定区域は示していることから現行のままとした。
22	P16	冬期間の避難の困難さを記載（P18の冬期の低体温症に繋がる記述）	浸水深と津波被害の関係を示した項目。冬期避難の困難さについては、第3章第2節（5）に示していることから現行のままとした。
23	P17	表3.1-1 L発生頻度「数百年～千年に1回」→「～数千年」（L2津波は数千年規模もあるため）	左記のとおり修正。
24	P18（3）	津波の想定については…→想定される津波の浸水範囲は「…」に示される範囲を対象としています。（津波の想定対象が「範囲」か「被害」が不明確のため）	左記のとおり修正。
25	P18（3）	・津波よる→津波による ・10人ほど想定されます。 →10人ほどが想定されています。	左記のとおり修正。
26	P23（1）	避難目標地点の説明を追加	「指定緊急避難場所や浸水域外に通じる避難目標地点」と説明しているため現行のままとした。
27	P24	徒歩速度（0.5m/秒）は夏期か冬期かを記載	（冬期）を注記。
28	P26表3.3-1	日頃の啓発：緊急避難場所→指定緊急避難場所	左記のとおり修正。
29	P26表3.3-1	避難場所・避難路の確保：川沿いの道路の道路名を明示	厚真川左岸の道路（（町道）富野浜厚真線）を明記
30	P26表3.3-1	自動車避難：身一つで…→自動車で避難すれば、車両は財産として残るが、身一つで避難すると、すべての財産を失うことになりかねない。（課	左記のとおり修正。

No	記載箇所	意見	修正結果
		題とするため記載順序を変更)	
31	P27 表 3.3-2	情報伝達：情報伝達手段の確保することが→伝達手段を確保	左記のとおり修正。
32	P27 図 3.3-2	緊急避難場所→指定緊急避難場所	左記のとおり修正。
33	P28 表 3.3-3	…構造的に津波により転倒する恐れがある。 →…地震・津波に対する安全性の確認が必要である。	「構造的に津波の洗堀により損壊等が発生する恐れ・・・」に修正。
34	P29 第1節	町ににぎわいを…→一方、町ににぎわいを…想定されま す。そのため、上述の…	ほかの指摘を踏まえ、「その一方で、…想定されます。そのため、上述の…」に修正。
35	P29-30 表 4.2-1	大規模災害時の避難に際し、線路横断に係る関係者協議→大規模災害時の線路横断手段の確保（関係者協議は方針ではないため）	左記のとおり修正。
36	P31 表 4.3-1	「また、氷が厚真川を遡上することにより、川沿いの避難に支障が発生したり、津波の浸水範囲が広がる可能性がゼロではないため、」→「積雪や厚真川の結氷により、津波の浸水範囲が変わる事もありうるため、」	懇談会において説明した見解として、現行のままとした。
37	P32 第5章 (2)、(3)	「津波浸水想定区域に…」→法律上、津波浸水想定区域や津波災害警戒区域への土地利用規制はないため、津波災害特別警戒区域への指定を目指すのか。	「敷地のかさ上げ、基礎構造への一定の基準を定めるなど土地利用規制・建築制限に関する施策を検討する」→「敷地のかさ上げ、基礎構造への一定の基準を方針として示すなど」に修正。
38	P33 表 5.2-1	表題：津波災害警戒区域指定を受けて定めるべき事項→津波災害警戒区域指定を受けて地域防災計画に定めるべき事項（定める対象を明示）	「定めるべき事項」は本計画に定め、表 5.2-1 の下 (1) ~ (5) に検討内容を示していることから、現行のままとした。
39	P33 表 5.2-1	④検討内容：追記「施設所有者・管理者による避難確保計画作成の推進」（法第 71 条の義務の記載）	左記のとおり修正。

No	記載箇所	意見	修正結果
40	P34 (4)	表題：津波災害警戒区域内→津波災害警戒区域外	左記のとおり修正。
41	P35 表 6.2-1	NO.1~3「法律区分」法律区分口（津波防護施設の整備に関する事項）→津波避難施設の整備に関する事項のため区分二	左記のとおり修正。
事務局の確認結果による修正			
42	全体	町の文書ルールに沿った表記の統一。	「および」の表記で統一。
43	はじめに	見直し、修正。	左記のとおり修正。
44	P8 (1) ②世帯数	世帯数の推移の増減に関する記載を追加。	左記のとおり修正。
45	P8,9 (2) ①サーフィン関係者	本文中の10時・11時台に約180人を記録していることにつながる図を先に記載。	図2.2-4と図2.2-5を入れ替え。
46	P9 (2) 表 2.2-1	表中の苫小牧港東港区の表記は、フェリー会社の表記に合わせて記載。	表2.2-1中のみ「苫小牧東港」の表記を用いた。
47	P9 (2) 表 2.2-2	サッカー場利用日数、チーム数等の説明を追加。	それぞれに「延」の表記を追加。
48	P10 (3) 産業	第1次産業従事者の推移による津波防災への影響を記載。	従事者の避難に加え、事業の継続が課題である旨を追記。
49	P11 (1) ②津波浸水想定区域外の厚真地区および北部地区	市街地内における土地の有効活用が図られていない状況が津波防災にどのように影響するかを記載。	浸水想定区域内からの移転先に活用できる可能性に言及。
50	P14, 15	(1)、(2)冒頭に現状と課題の説明文を追加。	左記のとおり修正。
51	P23, 39 図	避難困難区域の円形を修正。	左記のとおり修正。
52	P24 (3) 防災意識のさらなる醸成	「その場所に入るためのカギの開け方」について、説明を補足。	「日頃は封鎖されている避難場所等については」との説明を追加。
53	P26, 27	「緊急避難場所があることを知らない人」への対応。	高規格道路の避難場所の写真を追加。
54	P29, 30	冒頭に全地区共通の方針を記載するよう並び替え。	左記のとおり修正。
55	P36	実施済みの事業・事務(N016)を削除。以降、番号繰り上げ。	左記のとおり修正。